

第1回生物多様性保全の見える化技術検討会 議事概要

I 開催日時 令和5年11月22日(水) 15時～17時

II 開催場所 農林水産省農林水産技術会議委員室(Web会議併用)

III 出席委員

● 橋本 禅	東京大学准教授
荒木 洋美	株式会社アレフ SDGs 推進部
石井 淳	たじま農業協同組合 営農企画課 副課長
井村 辰二郎	日本農業法人協会 理事
	株式会社金沢大地 代表
大久保 悟	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門 農業生態系管理研究領域 生物多様性保全・利用グループ長
山口 力	株式会社サンプラザ 代表取締役社長

計6名 ●座長

※西尾委員、夫馬委員は所用のため欠席

IV 議事次第

1. 開会
2. 検討会の設置について
3. 生物多様性保全の見える化について
4. 閉会

V 資料

資料1 生物多様性保全の見える化技術検討会設置要領、委員名簿

資料2 生物多様性保全の見える化の検討経緯と今年度の検討について

資料3 生物多様性保全の見える化の評価方法・対象取組について

VI 委員からの意見

議事次第 2. 検討会の設置について

○座長の選任

事務局から座長として橋本委員を推薦し、各委員より了承を得られた。

議事次第 3. 生物多様性保全の見える化について

○農林水産省から資料2、3に基づいて説明。委員からの主なコメントは以下の通り。

【環境負荷低減の「見える化」の進め方について】

- ・ 環境負荷低減の取組で一定基準を満たさないものは一般流通に乗せない、という方向性はあるか。
(← まずは見える化の星が1つでもつけば立派な努力だという位置づけで進めていきたい。)
- ・ 生産者の立場として、今回の取組はポジティブに思っている。生産者の中でカーボンニュートラルへの意識は高まっている一方で、生物多様性の取組はまだ実感は湧いていないが、世界的にも重要なこと。他産業でも見える化している商品は少ないので、農作物でやることは有意義であり、生物多様性の意識を高めていく1歩として大変期待している。
- ・ 食品を扱う事業者としては、最終的に消費者にどう届けるかを考えている。色々な認証制度がある中で、見える化の取組は生産者の努力を消費者に示すことであり、新たな価値基準・価値判断となる。価格形成の面でも、新たな価値基準の幅広い醸成が重要。
- ・ 今まででは農薬削減という面があったが、環境、SDGs、生物多様性という観点でどう価値を出して行くかが重要。また、欧米では稲作が主流ではない中で、日本の主たるものとしてコメそのもののブランドをどう高めていくかも加味していただきたい。
- ・ 生産者として、大変取り組みやすく分かりやすい。将来的に環境省の30by30の自然共生サイトの認定にもつながるとよい。農家が取組を始める際に、活動計画を考えてもらうことが大切。
- ・ 見える化の取組を広げるためには、消費者に近い流通企業が使いたいものを作ることが重要。
- ・ 生物多様性についてもTNFD、SBT for Natureなど企業の情報開示や取組の枠組みが出来てきている。食品メーカーや流通・小売企業の意見を聞きながら、見える化の取組が企業の情報開示の中でどう利用できるかを示すことが重要。
- ・ 生産者にとって星の取得は大変であり、1つ星が「B級品」と誤ったメッセージにならないような説明が必要。

【農産物の生産地域について】

- ・ 今回は最終商品の優良性の評価だが、一生産者が地域をまたがって栽培したり、有機栽培と慣行栽培を並行して行ったりしているので、農産物の区分の考え方が難しい面もある。
- (← 優良誤認はあってはならないので、基本的に最終生産物と圃場が紐づくべき。農産物をブレンドした場合については、温室効果ガス削減の見える化で議論をしており、そちらの議論を踏まえ、報告する。)

【生物多様性の見える化の評価対象取組について】

- ・ 評価対象として取り組みやすいものを選んでいますが、地域によっては他の取組も行っているため、それらを拾えるように幅広く考えていただききたい。対象取組の冬期湛水でも、環直の要件ではなく田面が見える湿田状態のものもある。
- ・ 田面が見えるような冬期湛水も生物多様性保全の効果があると聞いた。広く生産者の努力を認め、巻き込める仕組みがいい。

【生物多様性保全効果の評価について】

- ・ 資料2 P10の「生物多様性に配慮した農法の保全効果の評価結果」について、調査を取りまとめた立場から補足説明すると、この内容は取組によりどういった生物に影響があったかを総合的にまとめた結果。取組ごとに応答する種が異なるので、色々な取組をすることが色々な生き物の種類を守ることに繋がる。中には競合する解釈があり、例えば、生きものが周りにいなければ努力しても応答しない場合がある。ただ、一部を除いてネガティブになるケースはほぼない。
- ・ 水田の生物多様性の保全は、取組によって保全のカテゴリーが異なる。有機農業・畦畔管理・IPMは農薬の管理、冬期湛水・中干延期・江の設置等は田んぼの中の水管理、魚道は田んぼと連結する水域の管理であるため、3つの星をそれぞれ管理のカテゴリーごとに分ける方法もあるのでは。
- (← 生物多様性の評価の中で0.5や0.7の星が3つ並んでいても、消費者にとっては分かりづらいため、見える化のラベルは消費者への伝わりやすさを大切にしたい。)

【GHG 見える化との関係について】

- ・ 見える化ラベルの星ごとに、温室効果ガスの評価、生物多様性の評価、原産地保証を評価することも考えられる。
- ・ GHG削減と生物多様性保全を並列で表すのは海外でも同様のものがある。両者の間に優劣があるものではないことが消費者に理解されるように説明する必要がある。
- ・ 既にGHG見える化のラベルが消費者に認識がされ、品目も拡大しているので、別のやり方を考えるのではなく、生物多様性をどう一緒に打ち出していくかを整理すること

が望ましい。

(← 見える化ラベルでは、温室効果ガスと生物多様性を同列に評価できないので、それぞれ3つ星で評価し、並列で表現することになっている。先行する EU の Foundation Earth でも GHG 削減のランクと生物多様性のランクが並列で表現されている。こうした知見に基づき、並列で示すことについて昨年度の GHG の見える化検討会でも了承いただいた。)

- ・ GHG の見える化で星がつかなくても生物多様性の表示ができるのか。(荒木委員)
(← 一般的に今まで GHG の見える化に取り組んでいるのは化学肥料、化学農薬を削減している人なので、GHG の星がついた者が生物多様性の表示も行うことを想定していた。どう規定するか検討したい。)
- ・ 生物多様性は定量的に示すことが出来ない。また、温室効果ガス削減は即時の効果であることと比較し、生物多様性保全には継続することにより効果が高まるなど、すぐに分からない部分もある。制度の中で効果を確認していくことは重要。
- ・ GHG の見える化ラベルで星がつくものには、モニタリングが行われるのか
(← GHG 見える化はアプリ化や算定結果を農林水産省に報告してもらうことにより、そこから抽出して妥当性を確認していくことを考えている。ただし、1つ1つの農産物を確認することは考えていない。)

座長による統括

- ・ 生物多様性保全の努力の見える化に関する昨年度までの経過を説明いただいた。次に、自己宣言方式、複数の取組からの選択方式で地域の特徴を踏まえて生産者の努力を反映していきたいということも説明いただき、意見をいただいた。また、今回の新しい方向性として、サプライチェーン全体での取組を推進するということで、生産現場のみならず、調達、流通、加工、消費にも広く働きかける必要があり、そのためのツールとして、GHG と生物多様性の見える化が必要という背景だった。
- ・ 意見交換の中で、見える化ラベルの政策側の意図はある程度共有できたと思うが、資料3にある細かい取組の要件は意見がまだあると思う。次回にしっかり議論して、みなさんにとって使いやすい、かつ意味のあるラベルを世に出して行く議論にできればと思う。